

国民健康保険のお知らせ

問 国民健康保険課（0798・35・3117）

保険料率が決定しました

国民健康保険の保険料は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分（介護保険第2号被保険者のいる世帯のみ）の3つを合わせたものです。平成31年度の保険料率・賦課限度額と保険料計算方法は下表のとおりです。

（カッコ内は30年度の数値）			
区分	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分 ※1
	限度額61万円 （58万円）	限度額19万円 （19万円）	限度額16万円 （16万円）
所得割額	平成30年中の基準総所得金額 ※2		
	×6.84% （6.72%）	×2.44% （2.46%）	×2.43% （2.16%）
均等割額	被保険者1人につき		
	2万8200円 （2万6880円）	9960円 （9600円）	1万2000円 （1万1040円）
平等割額	1世帯につき		
	1万9200円 （1万8720円）	6720円 （6720円）	5760円 （5280円）
II ①～③を合わせて徴収			
平成31年度保険料：限度額96万円（93万円）			

※1 40歳～64歳の人を対象
 ※2 基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いたもの

▶ 保険料決定通知書を6月中旬に送付

平成31年度の保険料決定通知書を、6月中旬に送付します。
 納付方法が口座振替や特別徴収の世帯を除き、納付書を同封します。

◎ 保険料質問コーナー開設

保険料の算定方法等の質問や納付相談のため「国民健康保険料質問コーナー」を開設します。
【設置期間】 6月19日（水）～25日（火）の午前9時～午後5時半
 ※22・23日を除く
【会場】 市役所本庁舎1階国民健康保険課窓口
 ※昨年と会場が異なります



保険料の軽減・減免について

所得が少ないなどの理由により、保険料が軽減・減免される場合があります。対象など詳しくは問合せを。

■ 保険料の軽減判定基準を見直し

世帯主および国民健康保険加入者の平成30年中の総所得金額等の合計が下表の基準額より少ない世帯は、保険料が軽減される場合があります。この場合の所得の合計は、保険料決定のための基準総所得金額と異なります。なお、軽減は該当世帯に自動的に適用され、申請不要です。

国保加入者数	軽減割合		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	61万円以下	84万円以下
2人	33万円以下	89万円以下	135万円以下
3人	33万円以下	117万円以下	186万円以下
4人	33万円以下	145万円以下	237万円以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の所得および人数も含めます。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります

■ 非自発的失業者への軽減

対象は倒産・解雇等の理由で離職し、雇用保険の「特定受給資格者」か「特定理由離職者」とされた65歳未満の人です。軽減期間は離職の翌日から翌年度末までです。前年中の給与所得（給与所得以外の所得は対象外）を100分の30にして保険料の所得割額を算出するほか、高額療養費の所得区分についても給与所得を100分の30にして判定します。

非自発的失業者にかかる軽減は、申請が必要です。雇用保険受給資格者証、印鑑、手続きする人の本人確認書類（同一世帯以外の人には委任状等も）、該当者のマイナンバー（個人番号）が分かるものを持参してください。

■ 保険料の減免

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難なときは、申請すると保険料が減免される場合があります。減免事由など詳しくは問合せを。なお、今年度から旧被扶養者にかかる減免のうち均等割・平等割にかかる減免は、国民健康保険の資格を取得した日から2年間のみが対象です（平成30年度以前からすでに加入している世帯にも適用）。所得割にかかる減免は、期間の制限はありません。

● 延滞金の納付について

平成31年度保険料より、納期限までに保険料を完納しない場合は、その翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金が発生します。期限内納付にご協力をお願いします。延滞金や保険料の納付方法については国保収納課（0798・35・3156）へ。

福祉医療費助成制度

7月から受給者証（資格者証）が新しくなります

問 医療年金課（0798・35・3131）

市は、福祉医療費の受給資格がすでにあり、7月1日以降も受給対象となる人に新しい受給者証（資格者証）を、受給対象とならなかった人に資格不認定の通知書を発送します（ただし、2年度以上続けて資格不認定となる人で送付希望が無い場合、通知書は送付されません）。

いずれも発送日は6月19日の予定です。助成制度は、下表のとおり。該当すると思われる人で、申請がまだの方は問合せを。

所得制限の対象となる人が平成31年1月1日時点で、他市に住居登録をしていた場合などは、その市区町村が発行する平成31年度課税（所得）証明書が必要となります（市区町村によっては「令和元年度」と表記）。また、70歳から74歳の人および県外の国民健康保険・国民健康保険組合に加入の人も、県内の医療機関等で受給者証を使用できるようになりました。

制度	受給対象者	所得制限・基準 ※3	一部負担金（自己負担額） ※6
乳幼児等医療 （0歳～小学3年生） 子ども医療 （小学4年生～中学生）	0歳～1歳誕生月の末日	所得制限なし	入院・外来ともに一部負担金なし
	1歳誕生月翌月1日～6歳到達後最初の3月31日	所得基準額未満…一般区分 所得基準額以上…特定区分 ※4・5	一般区分…入院・外来ともに一部負担金なし ▷特定区分…外来は1日800円が限度、月2回まで。 入院は1割負担、月額3200円が限度
母子家庭等医療	小学生～中学生（15歳到達後最初の3月31日まで）	所得基準額未満 ※4・5	入院・外来ともに一部負担金なし
	母子（父子）家庭の18歳到達後の最初の3月31日までの子（ただし、高校在学中の子は20歳到達まで）とその養育をしている母、父または遺児	本人（母または父）、扶養義務者等全員の平成31年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満 ※5	外来は1日800円（低所得認定者は400円）が限度、月2回まで。入院は1割負担、月額3200円（低所得認定者は1600円）が限度 ※7
障害者医療 高齢障害者医療 ※1	身体障害者手帳1級～4級所持者（4級は入院のみ助成対象）	本人・配偶者・扶養義務者全員の平成31年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満 ※5	外来は1日600円（低所得認定者は400円）が限度、月2回まで。入院は1割負担、月額2400円（低所得認定者は1600円）が限度 ※7
	療育手帳A、B1、B2所持者（B2はIQ・DQ60以下または自閉症の場合）		
	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者（精神疾患は助成対象外）		
高齢期移行医療 ※2	65歳～69歳	世帯全員の平成31年度市町村民税が非課税で次のいずれかの人 ①世帯全員が年金収入80万円以下かつ所得がない（区分I） ②本人が要介護2以上	2割負担。外来は1万2000円（区分Iは8000円）、入院等は3万5400円（区分Iは1万5000円）が限度

◆福祉医療費助成制度概要（令和元年7月1日時点）
 ※1 高齢期移行医療受給者かつ身体障害者手帳4級所持者の場合、高齢期移行医療費受給者証が交付されます
 ※2 平成29年7月1日から、「老人医療費助成制度」を廃止し、「高齢期移行医療費助成制度」を創設。ただし、昭和27年6月30日以前に出生の人は、経過措置として変更前の受給資格要件「世帯全員が平成31年度市町村民税非課税であること」で判定
 ※3 所得判定者（本人や扶養義務者等）が婚姻歴のないひとり親で要件を満たす場合、福祉医療費助成において申請により寡婦（夫）控除と同様の適用を行うことができます
 ※4 所得基準額…親権者（父・母）等の扶養義務者全員の平成31年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円
 ※5 住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除については、控除前の所得割額で判定。また、平成22年度税制改正により扶養控除が一部廃止されましたが、福祉医療の所得判定にあたっては、国の制度（自立支援医療制度）に準拠し、この影響を生じさせないように対応。平成30年度からの政令指定都市における市村民税所得割額の標準税率の改正については、改正前の税率で算定された額を用いて判定
 ※6 高齢期移行医療を除く一部負担金の限度額は、同一医療機関・薬局ごとにおける限度額（同一医療機関でも、歯科は別の医療機関扱い）。外来は、同一月内に同一医療機関・薬局に限り、月2回まで負担すれば3回目以降負担は不要。1日分の保険診療自己負担額が1日の限度額未満のときは、その額を支払う
 ※7 低所得認定者…所得判定対象者全員が市町村民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下の場合